

地域生活支援部会規程第1号

2019年4月26日制定

一般社団法人愛媛県社会福祉士会（以下、「本会」という）として定めた地域生活支援部会に関する事項をここに定める。

第1章 目的

（目的）

第1条

地域生活支援部会は、子ども家庭分野と障がい福祉分野に従事する会員、ならびに社会福祉士がその役割を十分果たせるよう支援することを目的とする。

障害分野においては、愛媛県から委託を受けた研修を本会の持つ専門性を生かし企画運営することによって、受講者、部会員の専門性の向上に寄与することを目的とする。

第2章 組織

（組織）

第2条

- 1 本会において地域生活支援部会と称す機関を置く。
- 2 地域生活支援部会は、本会の会員で構成する。部会長は、本会の理事とする。

（機能及び事業内容）

第3条

地域生活支援部会の機能及び事業内容は、次のとおりとする。

- 1 障害福祉研修の委託事業にあつては、内容、目的を吟味・検討し、受託の可否を理事会に諮り、研修の企画・運営方法等を検討していく。
- 2 障害分野における講師の養成事業
- 3 障害分野についての情報収集・情報提供を行う。
- 4 スクールソーシャルワーカーに関する支援等の事業
- 5 「ひとり親家庭支援事業」に関する活動
- 6 子ども家庭分野に従事する会員の力量を担保するための研修企画・運営
- 7 その他目的を達成するための事業

第3章 雑則

(改正)

第4条

この規程の改正は、理事会の承認を経ることとする。

附則（施行期日）

この規程は、2019年5月1日から施行する。